

生活福祉・地域福祉



原子爆弾被爆者に見舞金を支給

ID 1006051

12月1日現在、市内在住の原爆被爆者の方に見舞金(1万円)を支給します。被爆者健康手帳をお持ちの方でまだ申請していない方は手続きをしてください。なお昨年度までに申請した方は不要です。

また、振込口座などの変更がある場合も届けが必要で

受付期間 12月3日(月)～10日(月)午前8時30分～午後5時15分※土曜・日曜日を除く

申込 市役所2階福祉政策課へ被爆者手帳、振込希望口座の通帳、印鑑を持参

問 福祉政策課(☎514・8467)

受験生チャレンジ支援貸付事業

1月31日(木)までに申請を

ID 1003813

中学3年生、高校3年生またはそれらに準じる方(高校・大学等中途退学者、浪人生などの学習塾等受講料や受験料の貸し付けを無利子で行います。対象者が高校、大学などに入学した場合、返済が免除されます。詳細はお問い合わせください。

内容 学習塾等受講料貸付金：20万円まで、受験料貸付金：中学3年生は2万7千400円まで、高校3年生は

市立病院で女性内科を開設

完全予約制で更年期周辺(40～65歳)女性を対象

ID 1005996

診療時間 第2・第4水曜日15:00～17:00※予約制
予約方法 月曜～金曜日13:30～16:00に電話で女性内科の予約とお伝えいただくまたは同院内科カウ

ンターへお越しください
持ち物(初診時) 保険証、お薬手帳(他院受診のある方のみ)

問 市立病院(☎581-2677)

8万円まで

対象 次の全てに該当する方①世帯の生計中心者(20歳以上)である②世帯(父母など養育者)の総収入または合計所得金額が一定基準以下③預貯金など資産保有額が600万円以下④土地・建物を所有していない(現在住んでいる場所の土地・建物は除く)⑤都内に引き続き1年以上住民登録している⑥生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でない⑦暴力団員が属する世帯の構成員でない

申請期限 1月31日(木)

問 セーフティネットコールセンター(☎514・8542)

国民健康保険



所得申告書を送付

ID 1008790

平成30年度の国民健康保険税に関して、平成29年中の所得が不明の世帯に所得申告書をお送りします。

国民健康保険に加入している方は所得の申告が必要です。確定申告・住民税の申告をした方は改めての申告は不要です。

所得申告書に平成29年1～12月の所得が分かるものを添えて申告してください。所得が少ない方、無い方などは申告により税額を軽減できる場合があります。

提出期限 12月25日(火)

問 保険年金課(☎514・8279)

さい。

木造住宅耐震化補助金

補助金額 耐震診断：耐震診断費用の3分の2以内で8万8千円まで、耐震改修工事：耐震改修工事費用の5分の4以内で80万円まで※市内業者施工の場合は100万円

対象 昭和56年5月31日以前に建築に着手した木造在来軸組工法2階建て以下の自己居住用の一戸建住宅

住宅バリアフリー化補助金

補助金額 バリアフリー化改修工事費用の10分の1以内で20万円まで
対象 建築後1年以上の自己居住用住宅で市内業者が施工する改修工事
問 都市計画課(☎514・8371)

12月1日(土)～7日(金)にTOKYO交通安全キャンペーンを実施

ID 1010508

重点項目 ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止②自転車の交通事故防止③二輪車の交通事故防止④飲酒運転の根絶⑤違法駐車対策の推進

問 日野警察署(☎586・0110)、市防災安全課(☎514・8963)

税金



償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

ID 1006571

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資

住民票・戸籍・印鑑証明



マイナンバーカードを作りましたか? e-Taxでも使えます

ID 1002617

国税の確定申告をe-Tax(電子申告)で行う際には、マイナンバーカードの電子署名機能(署名用電子証明書)が利用できます。

マイナンバーカードの交付には申請後約2カ月を要しますので、平成30年分の確定申告でe-Taxを利用する場合は早めの申請をおすすめします。

また、住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は、最長でも平成30年12月末です(カード面に記載してある有効期間とは異なります)。有効期限経過後は住民基本台帳カードへの電子証明書搭載はできません。必要な方は、マイナンバーカードの申請をお願いします。

問 市民窓口課(☎514・8206)、七生支所(☎591・7712)

環境



太陽光発電システムなどへの補助金のご利用を

ID 1003017

省エネ住宅および設備の普及のため、省エネ機器への補助を行います。補助対象、申込方法など詳細は市HPを参照またはお問い合わせください。

産で、構築物、機械・装置、運搬具、工具・器具および備品などをいいます(左表参照)。

対象の方には12月17日(月)に申告書を送付します。新たに事業を開始した方や、以前から事業を営んでいて12月中に申告書が届かない方はお問い合わせください。

対象 平成31年1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有している個人・法人(市内事業者に資産を賃貸している場合も含む)

申告期限 1月31日(木)

●申告の対象となる事業用償却資産(業種別の例)

各業種共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、看板、舗装路面、賃借人(テナント)が施工した内装・造作、屋外給排水・電気・ガス工事など
建設業	パワーショベル・フォークリフト(自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く)、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍・冷蔵庫など
小売業	陳列棚・陳列ケース、日よけなど
医(歯科)業 獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど
不動産貸付業	外構工事、受変電設備、太陽光発電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備など
農業	農業用機械・暖房機、農業用車両(小型特殊自動車を除く)、ビニールハウス、防鳥ネットなど

問 資産税課(☎514・8257)



12月は

滞納STOP

です

オール東京

強化月間



納税広報



納税推進



滞納処分

ID 1010365 問 納税課(☎514-8271)

東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています!

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。